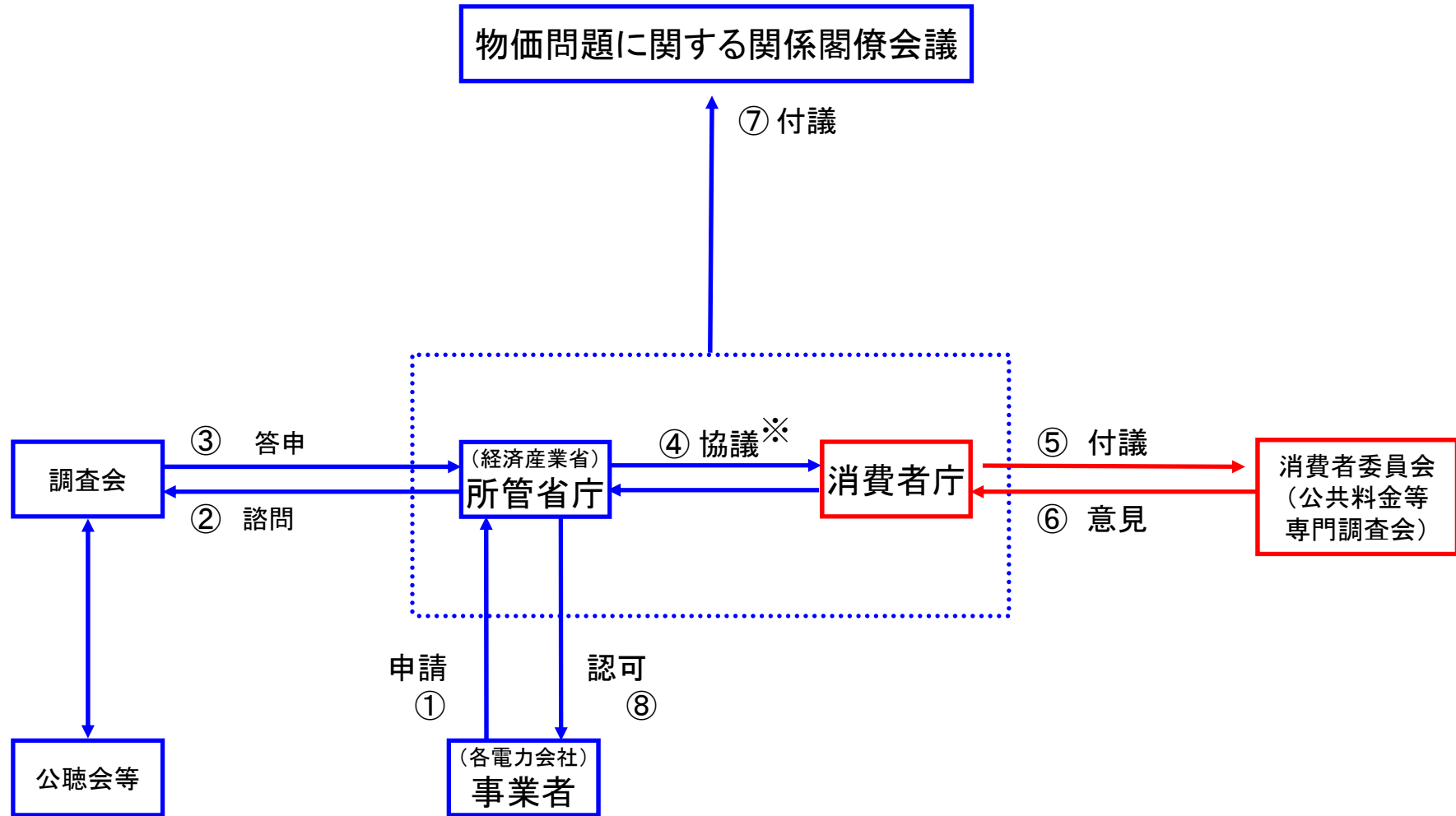


公共料金改定手続きの基本的な流れ(電気料金の改定の例)



※ 消費者の意見を聴取するとともに外部有識者の専門的な知見を活用して、経済産業省の料金査定の方針に対する検証ポイントを策定。検証ポイントに基づき、経済産業省と協議を実施。

閣僚会議の開催について

平成 5 年 8 月 24 日
閣 議 口 頭 了 解
平成 10 年 12 月 15 日一部改正
平成 12 年 12 月 26 日一部改正
平成 18 年 4 月 28 日一部改正
平成 21 年 8 月 25 日一部改正
平成 21 年 11 月 17 日一部改正
平成 24 年 12 月 7 日一部改正

閣僚会議及び閣僚懇談会等については、「閣僚会議及び閣僚懇談会等の廃止について」（平成 5 年 8 月 13 日閣議決定）によりすべて廃止したところであるが、今回、以下の閣僚会議が必要と認められるので、別紙のとおり今後開催するものとする。

物価問題に関する関係閣僚会議

（以下略）

（別紙）

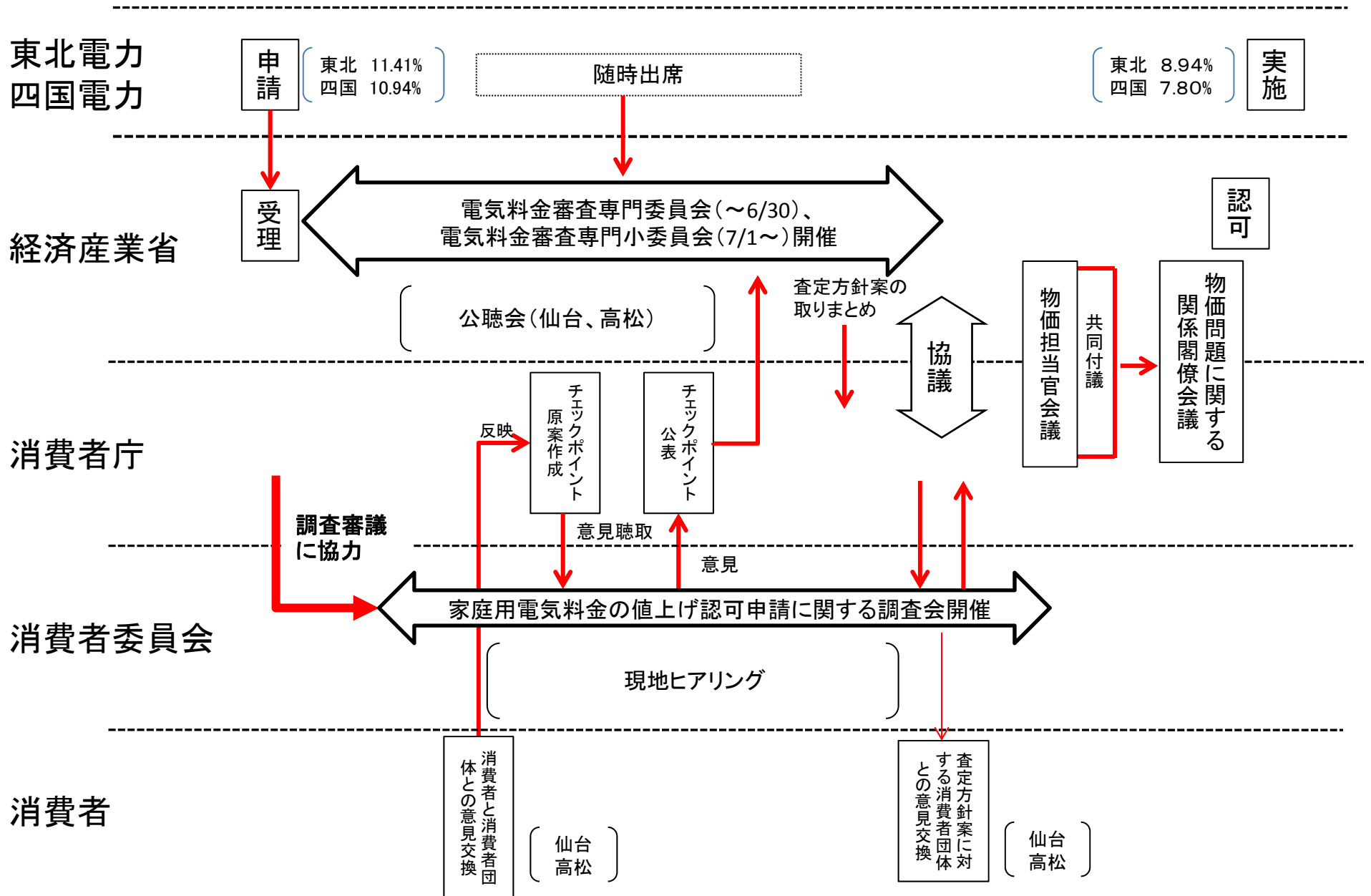
第 1 物価問題に関する関係閣僚会議

1. 長期及び短期にわたる物価安定対策に関する重要問題について協議することを目的として、物価問題に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を随時開催する。
2. 会議の構成員は、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（消費者）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び内閣官房長官とする。
会議には、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は、内閣官房長官が主宰する。
4. 会議の庶務は、消費者庁において処理する。

最近の「物価問題に関する関係閣僚会議」の開催実績

年月日	案 件	値上げ実施日
2012年7月20日	東京電力株式会社の料金改定	2012年9月1日
2013年3月29日	関西電力株式会社及び九州電力株式会社の料金改定	2013年5月1日
2013年8月2日	東北電力株式会社、四国電力株式会社及び北海道電力株式会社の料金改定	2013年9月1日

東北電力及び四国電力の料金改定認可申請のフロー



公共料金等の新規設定及び変更の取扱いについて（抜粋）
（平成23年3月14日 物価担当官会議申合せ）

物価問題に関する関係閣僚会議に付議する公共料金等

【注】「公共料金の種類」欄で括弧囲いした項目は、公共料金等が閣議を経て決定される場合（本文の記4.に該当）を示す。

所管	公共料金等の種類
総務省	<p>(1) 以下に掲げる郵便物、信書便物の料金の上限</p> <p>① 定形郵便物（25グラム以下のものに限る。）</p> <p>② 料金上限規制の対象となる25グラム以下の信書便物</p> <p>(2) NTT東西の加入電話、公衆電話、ISDNの料金に係る基準料金指数の算出方法の設定又は変更</p> <p>(3) NTT東西の加入電話、公衆電話、ISDNの料金につき、変更後の料金の料金指数が(2)の基準料金指数を超える変更</p>
財務省	<p>(1) 製造たばこの小売定価（定価の新規設定及び変更に係る製造たばこの国内市場占有率が50%を超える場合に限る。）</p>
文部科学省	<p>〔(1) 国立学校授業料の額の標準〕</p>
厚生労働省	<p>〔(1) 社会保険診療報酬（全体の改定率が引上げとなる場合に限る。） (2) 介護報酬（全体の改定率が引上げとなる場合に限る。）〕</p>
経済産業省	<p>(1) 一般電気事業者のうち、北海道電力、東北電力、東京電力、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力の供給約款料金</p> <p>(2) 一般ガス事業者のうち、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの6大都市（東京、大阪、名古屋、京都、神戸、横浜）に係る供給約款料金（引上げとなる場合に限る。）（みなし一般ガス事業は除く。）</p>
国土交通省	<p>(1) 以下に掲げる鉄道事業者の旅客の運賃の上限の変更のうち重要なもの（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。）</p> <p>① JR旅客会社（北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州）</p> <p>② 民鉄大手15社（東武、西武、京王、小田急、東急、京急、京成、相鉄、名鉄、近鉄、京阪、南海、阪急、阪神、西鉄）</p> <p>③ 東京地下鉄及び6大都市（東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市をいう。以下同じ。）の公営地下鉄</p> <p>(2) 以下に掲げる一般バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）の旅客の運賃の上限の変更のうち重要なもの（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。）</p> <p>① 東京都特別区内に路線を有する大手民営事業者（国際興業、関東バス、西武バス、東急バス、京王バス東、京浜急行バス、小田急バス、京成バス、東武バスセントラル）</p> <p>② 6大都市の公営事業者</p> <p>(3) 東京都特別区に係るタクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者）の基本運賃（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る運賃を除く。）</p>

消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について

平成 25 年 8 月 1 日
物価担当官会議申合せ

平成 26 年 4 月及び平成 27 年 10 月に予定されている消費税率(地方消費税率を含む。以下同じ。)引上げに伴う公共料金等の改定については、今般の消費税率引上げが段階的に実施されることにも配慮しつつ、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。その際には、公共料金等が物価及び国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、厳正に取り扱う。
2. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外の費用の変化等による公共料金等の改定申請がなされる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。その際には、公共料金等の特性に応じ、可能な場合には、事業全体又は料金体系全体として、税負担の転嫁に係る改定分と、それ以外の要因による改定分とを区別して公表する等、利用者等の十分な理解が得られるように努める。
3. 端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。また、事業全体又は料金体系全体で消費税率引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。
4. 消費税率の引上げを前提とした公共料金等の改定を、消費税率引上げの適用日前に実施することは認めない。
5. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁のための公共料金等の改定申請に係る手続については、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供するよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

なお、公共料金等の妥当性の継続的な検証等の課題については、別途、消費者基本計画に基づき、引き続き検討していくこととする。

物価モニター調査について

1. 調査の目的

消費税率の引き上げ時における生活関連物資等の便乗値上げを防止するとともに、原油価格や穀物価格の高騰といった環境の変化が生活関連物資等の価格に及ぼす影響を正確・迅速に把握するため、調査を実施する。

2. 調査の方法及び内容

① 消費税率引上げ前後の物価水準等調査

- ・消費税率の引上げ前後の店頭表示価格（約 40 品目）の調査及び消費生活に関する意識を調査する。
- ・平成 26 年 3 月中旬に実施（平成 26 年度は 4 月初旬及び 6 月に実施予定）
- ・モニター数は 4,000 名を予定

② 経済環境の変化による価格等調査

- ・原油価格や穀物価格の高騰といった経済環境の変化が生活関連物資等の価格に及ぼす影響（約 20 品目の店頭表示価格調査）及び消費生活に関する意識を調査する。
- ・平成 25 年度は下半期に 2 回、平成 26 年度は年 4 回実施予定。
- ・モニター数は 2,000 名を予定

平成 25 年 10 月 2 日

消費税率引上げに際しての便乗値上げ情報・相談窓口の開設について

消費者庁は、平成 25 年 10 月 2 日から、消費者及び事業者からの消費税率引上げに際しての便乗値上げに関する情報・相談を受け付ける窓口を開設します。

専用ダイヤル 03-3507-9196

(受付時間) 平日 9:00~17:00

(平成 26 年 3 月、4 月は土曜日も受付)

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費生活情報課 谷本、前田

03-3507-9178

消費者基本計画

平成22年3月30日

閣議決定

(平成23年7月8日一部改定)

(平成24年7月20日一部改定)

(平成25年6月28日一部改定)

【具体的施策】（抜粋）

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
67-2	公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組めます。 ① 所管省庁における公共料金等に係る情報公開の実施状況についてフォローアップ ② 公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保 ③ 据え置きが続いている公共料金等を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施	消費者庁 消費者委員会 各公共料金等 所管省庁	一部実施済み ^(注) 引き続き、公共料金等の決定過程の透明性を確保するため、継続的に実施します。

(注) 公共料金等における情報公開等の現状を把握し、また、今後の取組みの方向性を検討するため、書面調査や消費者委員会に設置された公共料金等専門調査会（座長：古城 誠 上智大学法学部長）による各省庁ヒアリングを実施したため。

公共料金等専門調査会報告の概要

平成25年7月

○本報告の位置づけ

⇒消費者基本計画(施策番号67-2②③※)の進捗を踏まえてとりまとめたものであり、これまでの専門調査会での議論等から得られた課題を示したもの。

〔※②：公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保、③：料金妥当性を継続的に検証する方法の検討と実施〕

○取り組むべき課題と検討すべき論点

消費者参画の実質的な確保に向けた課題

〔消費者委員会が、所管省庁の取組をフォローアップ〕

(※電気料金を参照すべき先行事例と位置づけ)

- ・審査要領や料金改定申請を専門的・中立的に**検討・審議**するため、その場合は、関係分野の専門知識を有する外部有識者※¹を中心として構成。原則公開とし透明性を確保。
- ・また、その場で、消費者が直接意見を表明できる**機会の確保が必要**。
- ・公聴会や消費者の意見聴取会を**原則開催**。
- ・消費者庁は、料金改定認可手続きでの**所管省庁との協議の際、所管省庁の上記取組状況を検証**。
- ・国民生活上重要な公共料金について※²、消費者委員会の議論を経て**消費者庁は、検証ポイントを作成し、所管省庁は、それへの考え方を公表**。等

料金の適正性の確保に向けた論点

〔まずは、消費者委員会自ら事実関係や検討に資する材料を整理、消費者庁を含む関係省庁が積極的協力〕

- ・**料金妥当性の継続的な検証の在り方**についての検討(指標の設定や検証の頻度等)。
- ・総括原価方式における**事業報酬算出の在り方**についての検討。
- ・**現世代消費者と将来世代消費者間の費用負担の在り方**についての検討(インフラ維持費用等)。
- ・**公共料金政策の国際比較**についての検討(諸外国での自由化に至るまでの間の料金規制における消費者への配慮等)。

※¹：学識者、公認会計士、弁護士、実務者、消費者問題に精通した者(例えば消費者団体関係者等)を想定。

※²：物価問題に関する関係閣僚会議への付議されるものを想定。

決定過程の透明性、消費者参画の機会、料金の適正性を、一層確保